

## 地震災害対策計画 新旧対照表



地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成</td> <td>災害時における通信手段の確保</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:85%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方環境事務所</td> <td>1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援</td> <td>1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 新 設 〕</p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	機 関 名	災 害 応 急 対 策	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成</td> <td>1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:85%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方環境事務所</td> <td>1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援</td> <td>1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:25%;">災 害 予 防</th> <th style="width:25%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width:35%;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方測量部</td> <td>地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援</td> <td>防災関連情報の把握及び提供</td> <td>復旧測量等の実施及び支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し	機 関 名	災 害 応 急 対 策	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保																																							
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																								
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん																																								
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援																																							
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し																																							
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																								
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策																																								
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援																																							
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																						
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援																																						

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																												
<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行 (神戸支店)</td> <td></td> <td>金融機関に対する緊急措置の指導</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td>1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 (一般社団法人 まちまぢくり社)</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人 兵庫県看護協会</td> <td>1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	日本銀行 (神戸支店)		金融機関に対する緊急措置の指導	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	鉄道等輸送機関 (一般社団法人 まちまぢくり社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	公益社団法人 兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策	<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行 (神戸支店)</td> <td>金融特例措置の発動</td> <td>金融機関に対する緊急措置の指導</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td>1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 (一般社団法人 まちまぢくり社)</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人 兵庫県看護協会</td> <td>1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 <u>仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	日本銀行 (神戸支店)	金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	鉄道等輸送機関 (一般社団法人 まちまぢくり社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	公益社団法人 兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 <u>仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談</u>
機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																											
日本銀行 (神戸支店)		金融機関に対する緊急措置の指導																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分																																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
鉄道等輸送機関 (一般社団法人 まちまぢくり社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
公益社団法人 兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策																																																												
機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																											
日本銀行 (神戸支店)	金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分																																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
鉄道等輸送機関 (一般社団法人 まちまぢくり社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
公益社団法人 兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 <u>仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談</u>																																																												

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1編 総則</p> <p>第4節 既往地震の概要</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震(略)</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4節 既往地震の概要</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震(略)</p> <p>番号：35、発生年月日：2018.6.18(平成30)、(推定)規模：6.1</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 津波を伴う地震</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <p>・<u>南海トラフ地震</u></p> <p>(略)</p> <p>4 <u>日本海側における津波を伴う地震</u></p> <p><u>県では、平成12年に本県の日本海側に影響を及ぼす可能性がある津波についてシミュレーションを行い、避難対策などの基礎資料としてきた。(詳細については資料編を参照)</u></p> <p><u>一方、平成23年の東日本大震災では巨大な地震と津波によって極めて甚大な被害が発生した。その後、国土交通省や文部科学省等で実施された日本海側に津波をもたらす断層の検討を踏まえ、改めて津波浸水シミュレーションを行うべく、平成27年度から地形・河川データの作成等の準備作業を進めており、平成29年</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>津波を伴う地震(南海トラフ地震)</u></p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>津波を伴う地震(日本海沿岸地域)</u></p> <p><u>兵庫県の日本海側には、昭和58年(1983年)日本海中部地震や平成5年(1993年)北海道南西沖地震による津波が到達したことがある。南海トラフのように同じプレート境界が数百年の単位で大きな津波を発生させるものではないが、津波による被害は発生しうる。</u></p> <p><u>国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会(H26.9)」が、最大クラスの津波をもたらす断層として日本海に60の断層モデル設定したことから、県ではその中から本県沿岸部に最も津波の影響を及ぼす5断層について、津波浸水シミ</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																																															
<p>度内を目指して津波浸水シミュレーションを実施し、浸水区域及び浸水深を明らかにした浸水想定図を作成する。</p> <p>〔 新 設 〕</p>	<p>シミュレーションを実施し、5断層の浸水域と浸水深のうち最大値を使用した津波浸水想定図を作成している。この5断層以外にも断層はあるが、その各断層による津波は、津波浸水想定図の中に収まる想定である。</p> <p>(1) 津波浸水想定に使用した断層</p> <p style="text-align: center;">(断層図略)</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会による長期評価等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規模 (Mw)</th> <th>過去地震や海底地形等</th> <th>今後30年以内の発生確率及び《平均活動間隔・最新活動時期》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F24</td> <td>7.9</td> <td>1983年日本海中部地震の震源断層</td> <td>相当する「青森県西方沖の地震」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約500年～1,400年 最新活動時期：1983年》</td> </tr> <tr> <td>F49</td> <td>7.4</td> <td>隠岐トラフ南東側斜面</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>F52</td> <td>7.3</td> <td>甲斐城(かぶらき)断層及びその北方延長部</td> <td>相当する「柳ヶ瀬(やながせ)・関ヶ原断層帯主部/北部」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約2,300年～2,700年 最新活動時期：17世紀頃》</td> </tr> <tr> <td>F54</td> <td>7.2</td> <td>1927年北丹後地震を起こした郷村断層の北方延長部</td> <td>相当する「山田断層帯(郷村断層帯)」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約10,000年～15,000年 最新活動時期：1927年》</td> </tr> <tr> <td>F55</td> <td>7.5</td> <td>鳥取沖の断層</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去地震や海底地形等については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会 海底断層ワーキンググループ報告書(H26.8)」による。</p> <p>※地震発生確率及び平均活動間隔等は、平成30年1月1日時点で地震調査研究推進本部による。F49断層及びF55断層に相当する断層の評価は行われていない。</p> <p>(2) 浸水想定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町名</th> <th rowspan="3">最高津波水位 (T.P.(m))</th> <th rowspan="3">津波の最短到達時間 (分)</th> <th colspan="6">浸水域の面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">全体</th> <th colspan="5">浸水深0.3m以上</th> </tr> <tr> <th>1m以上</th> <th>2m以上</th> <th>3m以上</th> <th>4m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市</td> <td>4.5</td> <td>10</td> <td>136</td> <td>93</td> <td>52</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>香美町</td> <td>5.3</td> <td>13</td> <td>123</td> <td>101</td> <td>63</td> <td>36</td> <td>17</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>新温泉町</td> <td>4.5</td> <td>11</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>46</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>兵庫県計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>324</td> <td>252</td> <td>161</td> <td>96</td> <td>47</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最高津波水位は満潮時のもので、T.P. (東京湾平均海面) で表示。</p> <p>※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間。</p>	名称	規模 (Mw)	過去地震や海底地形等	今後30年以内の発生確率及び《平均活動間隔・最新活動時期》	F24	7.9	1983年日本海中部地震の震源断層	相当する「青森県西方沖の地震」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約500年～1,400年 最新活動時期：1983年》	F49	7.4	隠岐トラフ南東側斜面	—	F52	7.3	甲斐城(かぶらき)断層及びその北方延長部	相当する「柳ヶ瀬(やながせ)・関ヶ原断層帯主部/北部」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約2,300年～2,700年 最新活動時期：17世紀頃》	F54	7.2	1927年北丹後地震を起こした郷村断層の北方延長部	相当する「山田断層帯(郷村断層帯)」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約10,000年～15,000年 最新活動時期：1927年》	F55	7.5	鳥取沖の断層	—	市町名	最高津波水位 (T.P.(m))	津波の最短到達時間 (分)	浸水域の面積 (ha)						全体	浸水深0.3m以上					1m以上	2m以上	3m以上	4m以上	豊岡市	4.5	10	136	93	52	30	14	4	香美町	5.3	13	123	101	63	36	17	7	新温泉町	4.5	11	65	58	46	30	16	6	兵庫県計	—	—	324	252	161	96	47	17
名称	規模 (Mw)	過去地震や海底地形等	今後30年以内の発生確率及び《平均活動間隔・最新活動時期》																																																																													
F24	7.9	1983年日本海中部地震の震源断層	相当する「青森県西方沖の地震」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約500年～1,400年 最新活動時期：1983年》																																																																													
F49	7.4	隠岐トラフ南東側斜面	—																																																																													
F52	7.3	甲斐城(かぶらき)断層及びその北方延長部	相当する「柳ヶ瀬(やながせ)・関ヶ原断層帯主部/北部」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約2,300年～2,700年 最新活動時期：17世紀頃》																																																																													
F54	7.2	1927年北丹後地震を起こした郷村断層の北方延長部	相当する「山田断層帯(郷村断層帯)」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約10,000年～15,000年 最新活動時期：1927年》																																																																													
F55	7.5	鳥取沖の断層	—																																																																													
市町名	最高津波水位 (T.P.(m))	津波の最短到達時間 (分)	浸水域の面積 (ha)																																																																													
			全体	浸水深0.3m以上																																																																												
				1m以上	2m以上	3m以上	4m以上																																																																									
豊岡市	4.5	10	136	93	52	30	14	4																																																																								
香美町	5.3	13	123	101	63	36	17	7																																																																								
新温泉町	4.5	11	65	58	46	30	16	6																																																																								
兵庫県計	—	—	324	252	161	96	47	17																																																																								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第1節 組織体制の整備            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 県の災害対策要員等の確保体制            (1)～(2) (略)  <u>(3) 災害対策本部員の招集手段の確保</u>  <u>災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、災害対策本部員のあらかじめ指定された者をパトカー等により搬送することとする。</u>            (4) 職員の体制            (略)            3～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第1節 組織体制の整備            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 県の災害対策要員等の確保体制            (1)～(2) (略)  <u>[ 削 除 ]</u>              (3) 職員の体制            (略)            3～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第3節 広域防災体制の確立            第1 (略)            第2 内容            1 関西広域連合との連携            (1) 兵庫県が被災した場合            (略) 関西広域連合では、九州地方知事会及び関東九都県市とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。              (2) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第3節 広域防災体制の確立            第1 (略)            第2 内容            1 関西広域連合との連携            (1) 兵庫県が被災した場合            (略) 関西広域連合では、<u>関東九都県市、中国地方知事会、四国知事会及び九州地方知事会</u>とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。            (2) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p> <p>① (略)</p> <p>② 締結時期 平成8年7月18日(平成24年5月18日改正)</p> <p>③ 応援の種類 <u>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋</u></p> <p>④ 主な内容</p> <p>ア 広域応援 <u>県は、近畿ブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。</u></p> <p>イ ブロックによる広域応援の連絡調整 <u>県は、被災府県に対する応援を速やかに行うため、近畿ブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、近畿ブロック内の被災府県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行う。</u></p> <p>ウ 広域応援の要請 <u>県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援内容に関する事項を記載した文書を提出する。</u> <u>ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出する。</u></p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から</p>	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p> <p>① (略)</p> <p>② 締結時期 平成8年7月18日(平成30年11月9日改正)</p> <p><u>[ 削除 ]</u></p> <p>③ 主な内容</p> <p><u>県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。</u></p> <p><u>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システムの運用に留意する。」</u></p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ひょうご災害緊急支援隊</p> <p>県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など被災市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</p> <p><u>(3) 県外災害ひょうご緊急支援隊</u></p> <p><u>県は、県外における大規模災害発生時に被災自治体の応急対策業務を支援するため、「県外災害ひょうご緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</u></p> <p>(4) 防災体制等の標準化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</p> <p>(略)</p>	<p>復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。<u>また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ひょうご災害緊急支援隊</p> <p>県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった<u>県内被災市町や広域的な応援が必要と認められる県外被災自治体</u>に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</p> <p><u>[ 削除 ]</u></p> <p>(3) 防災体制等の標準化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</p> <p>(略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>3 災害対策本部室の整備・運用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な設備</p> <p>① (略)</p> <p>② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>消防庁</u>等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、衛星回線で結び、情報交換・共有を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>3 災害対策本部室の整備・運用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な設備</p> <p>① (略)</p> <p>② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>海上保安庁</u>等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、衛星回線で結び、情報交換・共有を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1) 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>消防庁</u>等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1) 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>海上保安庁</u>等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																						
<p>4 市町防災行政無線の整備促進 (略)</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在) A～B (略)</p> <table border="1" data-bbox="199 413 842 659"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>29市町</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重的な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <p>6～8 (略)</p>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	29市町	65.9%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25市町	61.0%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	<p>4 市町防災行政無線の整備促進 (略)</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在) A～B (略)</p> <table border="1" data-bbox="1182 413 1825 659"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>32市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>30市町</td> <td>72.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重的な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。<u>また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	32市町	78.0%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	30市町	72.3%
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	29市町	65.9%																																																				
	その他同報系	29市町	70.7%																																																				
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																				
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	25市町	61.0%																																																				
	その他移動系	4市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																				
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	32市町	78.0%																																																				
	その他同報系	29市町	70.7%																																																				
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																				
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																				
	その他移動系	4市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	30市町	72.3%																																																				
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広域防災拠点(ブロック拠点)の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広域防災拠点(ブロック拠点)の整備</p>																																																						

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																				
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック拠点名</th> <th>位置</th> <th>備蓄倉庫 延床面積</th> <th>整備期間</th> <th>供用開始年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td> <td>823 ㎡</td> <td>平成11～13年度</td> <td>平成13年 8 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823 ㎡	平成11～13年度	平成13年 8 月	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック拠点名</th> <th>位置</th> <th>備蓄倉庫 延床面積</th> <th>整備期間</th> <th>供用開始年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td> <td>810 ㎡</td> <td>平成11～13年度</td> <td>平成13年 8 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	810 ㎡	平成11～13年度	平成13年 8 月																																
ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月																																																	
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823 ㎡	平成11～13年度	平成13年 8 月																																																	
ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月																																																	
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	810 ㎡	平成11～13年度	平成13年 8 月																																																	
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>○ 常備消防設置状況（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,047</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,899</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>○ 消防団設置状況（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>42,711人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,047	一部事務組合	5	11市 5町	852	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,899	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	42,711人	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>○ 常備消防設置状況（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,111</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,976</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>○ 消防団設置状況（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>42,426人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,111	一部事務組合	5	11市 5町	865	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,976	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	42,426人
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																		
単 独	19	18市 1町	5,047																																																		
一部事務組合	5	11市 5町	852																																																		
事務委託	—	6町	—																																																		
計	24	29市12町	5,899																																																		
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																			
62	29市12町	42,711人																																																			
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																		
単 独	19	18市 1町	5,111																																																		
一部事務組合	5	11市 5町	865																																																		
事務委託	—	6町	—																																																		
計	24	29市12町	5,976																																																		
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																			
62	29市12町	42,426人																																																			

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																																																																																								
<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第7節 火災予防対策の推進                      第2款 消防施設・設備の整備                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 消防施設の整備                      (1) 現況                      ① (略)                      ② 消防職員・団員の数等（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>消防署数</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>消防団数</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td>分 団 数</td> <td style="text-align: center;"><u>1,223</u></td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td style="text-align: center;"><u>5,899</u></td> <td>消防団員数</td> <td style="text-align: center;"><u>42,711</u></td> </tr> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>165</u></td> <td style="text-align: center;"><u>493</u></td> <td>手引動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>40</u></td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>97</u></td> <td style="text-align: center;"><u>33</u></td> <td>大型高所放水車</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>52</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救急自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>224</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救助工作車</td> <td style="text-align: center;"><u>51</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td style="text-align: center;"><u>17</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,518</u></td> <td>消防艇</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;"><u>112</u></td> <td style="text-align: center;"><u>334</u></td> <td>ヘリコプター</td> <td style="text-align: center;">3(※)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	114	分 団 数	<u>1,223</u>	消防職員数	<u>5,899</u>	消防団員数	<u>42,711</u>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	<u>165</u>	<u>493</u>	手引動力ポンプ	4	<u>40</u>	水槽付消防ポンプ自動車	<u>97</u>	<u>33</u>	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	<u>52</u>	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	<u>4</u>	—	救急自動車	<u>224</u>	—	化学消防自動車	45	—	救助工作車	<u>51</u>	—	小型動力ポンプ付積載車	<u>17</u>	<u>1,518</u>	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	<u>112</u>	<u>334</u>	ヘリコプター	3(※)	—	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第7節 火災予防対策の推進                      第2款 消防施設・設備の整備                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 消防施設の整備                      (1) 現況                      ① (略)                      ② 消防職員・団員の数等（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>消防署数</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>消防団数</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td>分 団 数</td> <td style="text-align: center;"><u>1,114</u></td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td style="text-align: center;"><u>5,997</u></td> <td>消防団員数</td> <td style="text-align: center;"><u>42,426</u></td> </tr> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>160</u></td> <td style="text-align: center;"><u>485</u></td> <td>手引動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>53</u></td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>96</u></td> <td style="text-align: center;"><u>36</u></td> <td>大型高所放水車</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>53</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救急自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>228</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救助工作車</td> <td style="text-align: center;"><u>49</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td style="text-align: center;"><u>14</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,532</u></td> <td>消防艇</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;"><u>111</u></td> <td style="text-align: center;"><u>342</u></td> <td>ヘリコプター</td> <td style="text-align: center;">3(※)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	114	分 団 数	<u>1,114</u>	消防職員数	<u>5,997</u>	消防団員数	<u>42,426</u>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	<u>160</u>	<u>485</u>	手引動力ポンプ	4	<u>53</u>	水槽付消防ポンプ自動車	<u>96</u>	<u>36</u>	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	<u>53</u>	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	3	—	救急自動車	<u>228</u>	—	化学消防自動車	45	—	救助工作車	<u>49</u>	—	小型動力ポンプ付積載車	<u>14</u>	<u>1,532</u>	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	<u>111</u>	<u>342</u>	ヘリコプター	3(※)	—
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																						
出張所数	114	分 団 数	<u>1,223</u>																																																																																																																						
消防職員数	<u>5,899</u>	消防団員数	<u>42,711</u>																																																																																																																						
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																				
普通消防ポンプ自動車	<u>165</u>	<u>493</u>	手引動力ポンプ	4	<u>40</u>																																																																																																																				
水槽付消防ポンプ自動車	<u>97</u>	<u>33</u>	大型高所放水車	3	—																																																																																																																				
はしご付消防自動車	<u>52</u>	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																				
屈折はしご付消防自動車	<u>4</u>	—	救急自動車	<u>224</u>	—																																																																																																																				
化学消防自動車	45	—	救助工作車	<u>51</u>	—																																																																																																																				
小型動力ポンプ付積載車	<u>17</u>	<u>1,518</u>	消防艇	3	—																																																																																																																				
小型動力ポンプ	<u>112</u>	<u>334</u>	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																				
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																						
出張所数	114	分 団 数	<u>1,114</u>																																																																																																																						
消防職員数	<u>5,997</u>	消防団員数	<u>42,426</u>																																																																																																																						
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																				
普通消防ポンプ自動車	<u>160</u>	<u>485</u>	手引動力ポンプ	4	<u>53</u>																																																																																																																				
水槽付消防ポンプ自動車	<u>96</u>	<u>36</u>	大型高所放水車	3	—																																																																																																																				
はしご付消防自動車	<u>53</u>	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																				
屈折はしご付消防自動車	3	—	救急自動車	<u>228</u>	—																																																																																																																				
化学消防自動車	45	—	救助工作車	<u>49</u>	—																																																																																																																				
小型動力ポンプ付積載車	<u>14</u>	<u>1,532</u>	消防艇	3	—																																																																																																																				
小型動力ポンプ	<u>111</u>	<u>342</u>	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																				

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																				
<p>④ 消火水利の概要 (平成 28 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">消火栓</td> <td style="text-align: center;">113,659</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">18,034</td> <td style="text-align: center;">100m<sup>3</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">999</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60～100 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">1,222</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40～ 60 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">13,439</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20～ 40 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">2,374</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td style="text-align: center;">519</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td style="text-align: center;">1,032</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">949</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	消火栓	113,659			防火水槽	18,034	100m <sup>3</sup> 以上	999	60～100 m <sup>3</sup>	1,222	40～ 60 m <sup>3</sup>	13,439	20～ 40 m <sup>3</sup>	2,374	井 戸	519			プール	1,032			その他	949			<p>④ 消火水利の概要 (平成 29 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">消火栓</td> <td style="text-align: center;">113,836</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">18,158</td> <td style="text-align: center;">100m<sup>3</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">1,005</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60～100 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">1,235</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40～ 60 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">13,566</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20～ 40 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">2,352</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td style="text-align: center;">389</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td style="text-align: center;">1,055</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">863</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	消火栓	113,836			防火水槽	18,158	100m <sup>3</sup> 以上	1,005	60～100 m <sup>3</sup>	1,235	40～ 60 m <sup>3</sup>	13,566	20～ 40 m <sup>3</sup>	2,352	井 戸	389			プール	1,055			その他	863		
消火栓	113,659																																																				
防火水槽	18,034	100m <sup>3</sup> 以上	999																																																		
		60～100 m <sup>3</sup>	1,222																																																		
		40～ 60 m <sup>3</sup>	13,439																																																		
		20～ 40 m <sup>3</sup>	2,374																																																		
井 戸	519																																																				
プール	1,032																																																				
その他	949																																																				
消火栓	113,836																																																				
防火水槽	18,158	100m <sup>3</sup> 以上	1,005																																																		
		60～100 m <sup>3</sup>	1,235																																																		
		40～ 60 m <sup>3</sup>	13,566																																																		
		20～ 40 m <sup>3</sup>	2,352																																																		
井 戸	389																																																				
プール	1,055																																																				
その他	863																																																				
<p>第2編 災害予防計画                  第2章 災害応急対策への備えの充実                  第8節 防災資機材の整備                  第1 (略)                  第2 内容                  1 (略)                  2 救助資機材                  (1) (略)                  (2) 救助要員用資機材                  ①～② (略)                  ③ 県警察本部は、交番・駐在所単位でレスキュー・ユニット(簡易救助器具)を整備することとする。                  3～6 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画                  第2章 災害応急対策への備えの充実                  第8節 防災資機材の整備                  第1 (略)                  第2 内容                  1 (略)                  2 救助資機材                  (1) (略)                  (2) 救助要員用資機材                  ①～② (略)                  ③ 県警察本部は、交番・駐在所単位で破壊用具フォース(レスキュー・ユニット)を整備することとする。                  3～6 (略)</p>																																																				

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害救急医療情報システムの整備</p> <p>(1) 災害救急医療情報指令センターの整備</p> <p>県は、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 救急搬送システムの整備</p> <p>県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)、災害派遣用車両(DMATカー)の整備促進等に努めることとする。</p> <p>3 災害救急医療システムの充実</p> <p>県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県健康福祉部社会福祉局</u>、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害救急医療情報システムの整備</p> <p>(1) 災害救急医療情報指令センターの整備</p> <p>県は、<u>健康福祉部長を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げるとともに</u>、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。</p> <p><u>※ 保健医療調整本部・・・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅延なく行うための本部</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 救急搬送システムの整備</p> <p>県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU(<u>航空搬送拠点臨時医療施設</u>)、災害派遣用車両(DMATカー)の整備促進等に努めることとする。</p> <p>3 災害救急医療システムの充実</p> <p>県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。</p>

現 行	修 正 案
<p>県、市町等は、各二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各二次保健医療圏域ごとに（略）</p> <p>4 機動性のある医療チーム等の整備 (1)～(4) （略）</p> <p>災害救急医療システム概念図</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 災害救急医療情報システム参加機関  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 災害救急医療情報システム回線  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> その他情報網  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 指令・要請         </p>	<p>また、災害医療対応を行う圏域設定については、<u>県民局又は県民センターに災害対策地方本部が設定されて県民局等の単位で災害対応を行うことから、県民局・県民センターと一致する圏域で災害医療圏域を設定する。</u></p> <p>県、市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに（略）</p> <p>4 機動性のある医療チーム等の整備 (1)～(4) （略）</p> <p>災害救急医療システム概念図</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 災害救急医療情報システム参加機関  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 災害救急医療情報システム回線  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> その他情報網  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 指令・要請         </p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案																						
<p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1)～(2) (略) (3) 県は、発災後 <u>72</u>時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p>	<p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1)～(2) (略) (3) 県は、発災後 <u>48</u>時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p>																						
<p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p>	<p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>2 ドクターカーによる患者搬送</li> </ol> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>2 災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>2 30床から100床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの患者の受入れ</li> <li>2 310床から500床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>2 ドクターカーによる患者搬送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>2 災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>	災害時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>2 30床から100床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの患者の受入れ</li> <li>2 310床から500床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>2 ドクターカーによる患者搬送</li> </ol> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>2 災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>2 30床から100床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの患者の受入れ</li> <li>2 310床から500床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>2 ドクターカーによる患者搬送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>2 災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>	災害時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>2 30床から100床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの患者の受入れ</li> <li>2 310床から500床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>
兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																					
病院機能	病院以外の機能																						
平時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>2 ドクターカーによる患者搬送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>2 災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>																					
災害時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>2 30床から100床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの患者の受入れ</li> <li>2 310床から500床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>																					
兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																					
病院機能	病院以外の機能																						
平時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>2 ドクターカーによる患者搬送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>2 災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>																					
災害時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>2 30床から100床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地からの患者の受入れ</li> <li>2 310床から500床に増床</li> <li>3 救護班等の派遣</li> </ol>																					
<p>7 災害拠点病院の整備 県及び災害拠点病院（県下10の<u>二次保健医療圏域に17</u>病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。</p>	<p>7 災害拠点病院の整備 県及び災害拠点病院（県下10の<u>災害医療圏域に18</u>病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。</p>																						
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>																						
<p>9 医薬品等の確保 (1)～(2) (略) (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意することとする。</p>	<p>9 医薬品等の確保 (1)～(2) (略) (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意することとする。</p>																						

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(4) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>12 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、<u>二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。</u></p> <p>[ 新 設 ]</p>	<p>(4) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>12 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、<u>災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。</u></p> <p>13 <u>兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等</u></p> <p><u>県は、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（以下、「DHEAT」という）の体制を整備・充実強化するとともに、公衆衛生医師、保健師等の災害時の保健医療活動を担う職員を対象として、専門的な研修を実施する。</u></p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○災害時における DHEAT と DMAT、DPAT、保健師チームとの連携</p> <p><b>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT: Disaster Health Assistance Team）</b></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案														
<p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	<p>○「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)」とは</p> <table border="1" data-bbox="1167 300 1939 627"> <thead> <tr> <th colspan="2">DHEAT の活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援</td> </tr> <tr> <td>活動期間</td> <td>概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量 (人/物) 分析、支援計画策定</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>DHEAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)</td> </tr> <tr> <td>活動場所</td> <td>本庁、保健所</td> </tr> <tr> <td>チーム構成</td> <td>専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等</td> </tr> </tbody> </table> <p>14 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	DHEAT の活動内容		目的	重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援	活動期間	概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度	活動内容	要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量 (人/物) 分析、支援計画策定	活動拠点	DHEAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)	活動場所	本庁、保健所	チーム構成	専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等
DHEAT の活動内容															
目的	重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援														
活動期間	概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度														
活動内容	要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量 (人/物) 分析、支援計画策定														
活動拠点	DHEAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)														
活動場所	本庁、保健所														
チーム構成	専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等														
<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 10 節 緊急輸送体制の整備 第 1 (略) 第 2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1)～(3) (略) &lt;海上からのアクセスポイント&gt; (略) &lt;空からのアクセスポイント&gt; 大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港、神戸ヘリポート 2～7 (略)</p>	<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 10 節 緊急輸送体制の整備 第 1 (略) 第 2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1)～(3) (略) &lt;海上からのアクセスポイント&gt; (略) &lt;空からのアクセスポイント&gt; 大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港 2～7 (略)</p>														
<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 11 節 避難対策の充実</p>	<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 11 節 避難対策の充実</p>														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～10 (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>11 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定箇所</p> <p>(2) 指定避難所の指定箇所</p> <p>(3) 管理・運営体制の整備</p> <p>(4) 設備・備蓄等の整備</p> <p>(5) 運営組織の育成</p> <p>(6) その他必要な事項</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上</u></p> <p>県、市町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、県民の避難意識の向上を図ることとする。</p> <p>12 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定箇所</p> <p>(2) 指定避難所の指定箇所</p> <p>(3) 管理・運営体制の整備</p> <p>(4) 設備・備蓄等の整備</p> <p>(5) 運営組織の育成</p> <p>(6) その他必要な事項</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 災害時帰宅困難者対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第1 趣旨</p> <p>大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、<u>災害時帰宅困難者対策</u>について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時帰宅困難者への支援</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 <u>通勤・通学・帰宅困難者対策</u>の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第1 趣旨</p> <p>大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、<u>通勤・通学・帰宅困難者対策</u>について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>通勤・通学・帰宅困難者への支援</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) 市町は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めることとする。</p> <p>〔 新 設 〕</p> <p>(4) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。</p> <p>(5) 県、市町、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(3) 市町は、<u>通勤・通学、帰宅途中その他外出先</u>で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努めることとする。</p> <p>(4) 県は、一時滞在施設の確保など<u>通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市町の取り組み</u>について支援することとする。</p> <p>(5) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。</p> <p>(6) 県、市町、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて<u>通勤・通学及び帰宅支援</u>のための多様な交通手段の確保を図ることとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～③ (略) ④ 方法 ア (略) イ(7) 米穀 …………… (略) <u>政府米の販売業務</u>を委託している受託事業者からの<u>供出</u> (イ)～(カ) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～③ (略) ④ 方法 ア (略) イ(7) 米穀 …………… (略) <u>政府所有米穀の販売等業務</u>を委託している受託事業者からの<u>引渡し</u> (イ)～(カ) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) (略) 3～7 (略)</p>	<p>(2) (略) 3～7 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 廃棄物対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 応援体制の整備 (1) (略) (2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。 協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整 ② ①に基づき各団体が被災市町を応援 (3) (略) 3～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 廃棄物対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 応援体制の整備 (1) (略) (2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。 協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整 ② ①に基づき各団体が被災市町を応援 (3) (略) 3～4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第16節 災害時要援護者支援対策の充実            第1 (略)            第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備            (1)～(3) (略)            (4) 地域における避難支援体制の整備            市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。            自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第16節 災害時要援護者支援対策の充実            第1 (略)            第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備            (1)～(3) (略)            (4) 地域における避難支援体制の整備            市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。            自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。  <u>県は、防災と福祉の連携の促進を図るため、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</u></p> <p>2～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備            第1 (略)            第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備            (1)～(2) (略)            (3) ボランティア活動の支援拠点の整備            県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議</p>	<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備            第1 (略)            第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備            (1)～(2) (略)            (3) ボランティア活動の支援拠点の整備            県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>会、日本赤十字社<u>その他</u>ボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>会、日本赤十字社、<u>ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 東日本大震災を踏まえた対策の実施 県は、<u>南海トラフ地震について、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。</u> 県、市町は、上記シミュレーションにより得た津波水位に基づき、津波災害対策を進めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 東日本大震災を踏まえた対策の実施 県は、<u>東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震・日本海における大規模地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。</u> 県、市町は、<u>上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進めることとする。</u></p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案																														
<p>2 防潮堤等の整備 (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>2 防潮堤等の整備 (略)</p> <div data-bbox="1167 336 1928 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参 考】防潮堤等の整備に関する県の計画 県は、以下の計画に基づき、津波対策に向けた防潮堤等の整備を実施する。</p> <p>○ 津波防災インフラ整備計画 南海トラフ地震による津波被害の軽減を図るため、防潮堤等の沈下対策・防潮水門の耐震対策等の対策内容を取りまとめた計画であり、沿岸部の特性に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進</p> <p>【事業内容】</p> <table border="1" data-bbox="1218 517 1928 759"> <thead> <tr> <th colspan="2">箇所名</th> <th>主な対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重点整備地区※</td> <td>福良港 [南あわじ市]</td> <td>湾口防波堤整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>阿万港 [南あわじ市]</td> <td>水門整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>沼島漁港 [南あわじ市]</td> <td>港口水門整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>洲本地区 [洲本市]</td> <td>水門整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）[尼崎市]</td> <td>防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）[西宮市]</td> <td>防潮堤の沈下対策等</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）[西宮市]</td> <td>防潮堤の越流対策等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※レベル2津波等で、甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定</p> <p>○ 日本海津波防災インフラ整備計画 日本海沿岸地域における津波被害の軽減を図るため、防潮堤の整備等の対策内容を取りまとめた計画であり、沿岸部の特徴に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進</p> <p>【事業内容】</p> <table border="1" data-bbox="1218 916 1928 1023"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地区名</th> <th>主な対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市</td> <td>気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井</td> <td>堤防嵩上げ等</td> </tr> <tr> <td>香美町</td> <td>無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部</td> <td>防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>新温泉町</td> <td>居組</td> <td>堤防嵩上げ等</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>3～8 (略)</p>	箇所名		主な対策内容	重点整備地区※	福良港 [南あわじ市]	湾口防波堤整備、防潮堤整備等	阿万港 [南あわじ市]	水門整備、防潮堤整備等	沼島漁港 [南あわじ市]	港口水門整備、防潮堤整備等	洲本地区 [洲本市]	水門整備、防潮堤整備等	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）[尼崎市]	防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等	尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）[西宮市]	防潮堤の沈下対策等	尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）[西宮市]	防潮堤の越流対策等	市町名	地区名	主な対策内容	豊岡市	気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井	堤防嵩上げ等	香美町	無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部	防潮堤整備等	新温泉町	居組	堤防嵩上げ等
箇所名		主な対策内容																													
重点整備地区※	福良港 [南あわじ市]	湾口防波堤整備、防潮堤整備等																													
	阿万港 [南あわじ市]	水門整備、防潮堤整備等																													
	沼島漁港 [南あわじ市]	港口水門整備、防潮堤整備等																													
	洲本地区 [洲本市]	水門整備、防潮堤整備等																													
	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）[尼崎市]	防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等																													
	尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）[西宮市]	防潮堤の沈下対策等																													
	尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）[西宮市]	防潮堤の越流対策等																													
市町名	地区名	主な対策内容																													
豊岡市	気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井	堤防嵩上げ等																													
香美町	無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部	防潮堤整備等																													
新温泉町	居組	堤防嵩上げ等																													
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第20節 災害対策基金の積立・運用 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第20節 災害対策基金の積立・運用 第1 (略) 第2 内容</p>																														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1 災害救助基金</p> <p>(1) 積立額</p> <p>災害救助法第 38 条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度の前 3 年間ににおける地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 に相当する額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において積み立てることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 災害救助基金</p> <p>(1) 積立額</p> <p>災害救助法第 23 条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度の前 3 年間ににおける地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。）に占める救助実施市の人口の割合をいう。）の合計を乗じて得た額を減じた額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において積み立てることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 3 章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第 1 節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。</p> <p>① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ア (略)</p>	<p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 3 章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第 1 節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。</p> <p>① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ア (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>イ 防災教育推進指導員養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。<u>2年間で修了</u></li> </ul> <p>ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成（<u>170名程度</u>）</li> <li>・平時には、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進</li> </ul> <p>（略）</p> <p>(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア 様々な災害から自らの命を守るために、<u>適切に判断し、主体的に行動する態度</u>を育成</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>9～11 （略）</p>	<p>イ 防災教育推進指導員養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。<u>1年間で修了</u></li> </ul> <p>ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成</li> <li>・平時には、<u>自校における防災教育の充実を図るとともに、要請に基づき</u>県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進</li> </ul> <p>（略）</p> <p>(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア 様々な災害から自らの命を守るために、<u>主体的に判断し行動する力</u>を育成</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>9～11 （略）</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災体制の育成</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 自主防災組織の活動</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災体制の育成</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 自主防災組織の活動</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～② (略)</p> <p>③ 活動内容</p> <p>ア 平時の活動</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 活動内容</p> <p>ア 平時の活動</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ) 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進</u></p> <p>イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第4節 企業等の地域防災活動への参画推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第4節 企業等の地域防災活動への参画推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p><u>また、県は、災害時において事業の継続が図られるよう、企業の事業継続計画（BCP）作成にむけた支援を行うこととする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公共施設の耐震化</p> <p>(1) 県は、耐震化が必要な県有施設(県立学校を含む)について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。</p> <p><u>・佐用警察署の耐震化</u></p> <p><u>・総合リハビリテーションセンター管理棟の耐震化</u></p> <p>(2) 県は、新たに建築する県有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図ることとする。</p> <p><u>・県立淡路病院建替整備事業</u></p> <p><u>・県立尼崎・塚口病院統合再整備事業</u></p> <p><u>・県立光風病院児童思春期病棟整備事業</u></p> <p><u>・県立こども病院移転整備事業</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① 簡易耐震診断推進事業</p> <p>昭和56年5月以前に着工した住宅のうち、平成12年度から14年度にかけて実施した「<u>わが家の耐震診断推進事業</u>」で診断を受けていない住宅の所有者の求めに応じて簡易耐震診断を行う。</p> <p>② (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公共施設の耐震化</p> <p>(1) 県は、耐震化が必要な県有施設(県立学校を含む)について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>(2) 県は、新たに建築する県有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図ることとする。</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備に努めることとする。</u></p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① 簡易耐震診断推進事業</p> <p>昭和56年5月以前に着工した住宅の所有者の求めに応じて簡易耐震診断を行う。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案														
<p>③ 防災ベッド等設置助成事業            [補助金額] 10万円(定額)            ④～⑧ (略)            (2)～(3) (略)            4～5 (略)  <u>[新設]</u></p> <p>6 落下物等の対策 (略)</p> <p>7 ブロックべいの倒壊防止対策            県、市町は、ブロックべいの倒壊防止対策の実施に努めることとする。            (1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発            (2) ブロックべいの危険箇所の調査            (3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励</p>	<p>② (略)            ③ 防災ベッド等設置助成事業            [補助金額] 10万円/台(定額)            ④～⑧ (略)            (2)～(3) (略)            4～5 (略)</p> <p>6 <u>社会基盤施設の老朽化対策の推進</u>  <u>県、市町は急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。</u></p> <div data-bbox="1211 678 2002 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参 考】社会基盤施設の老朽化対策に関する県の計画</p> <p>○ ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画            施設の安全性の確保はもとより、総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的な老朽化対策を実施(2014年度策定、最新の点検結果・これまでの対策実施状況を踏まえ2018年度改定)</p> <p>【対策の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028年度までに対策を概ね完了</li> <li>・点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的実施</li> </ul> <p>【主な計画対象施設】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸</td> <td>排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>岸壁等保留施設、防波堤等外郭施設</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</td> </tr> <tr> <td>下水</td> <td>下水道施設</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>公園施設</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>7 落下物等の対策 (略)</p> <p>8 ブロックべいの倒壊防止対策            県、市町は、ブロックべいの倒壊防止対策の実施に努めることとする。            (1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発            (2) ブロックべいの危険箇所の調査            (3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励</p>	区分	施設	道路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等	河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等	港湾	岸壁等保留施設、防波堤等外郭施設	砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	下水	下水道施設	公園	公園施設
区分	施設														
道路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等														
河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等														
港湾	岸壁等保留施設、防波堤等外郭施設														
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設														
下水	下水道施設														
公園	公園施設														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(4) 建築基準法の遵守、指導</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(4) <u>危険なブロックべいの撤去費への補助</u></p> <p>(5) 建築基準法の遵守、指導</p> <p>9～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県(県土整備部)所管事業分 砂防指定地内における砂防<u>えん</u>堤工</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 六甲山系における土砂災害に対する監視体制の強化</p> <p>(1) 近畿地方整備局(六甲砂防事務所)は、現在六甲山系に<u>36</u>箇所(テレメータ)の雨量計を設置し、得られた降雨情報を各機関へ配信しており、一層の観測精度の向上と迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 <u>土石流危険渓流</u>等の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、<u>土石流危険渓流</u>等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>[資料]「<u>砂防施設の現況</u>」 「<u>市町別土石流危険渓流等数</u>」 「<u>市町別土石流危険渓流等箇所</u>」</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県(県土整備部)所管事業分 砂防指定地内における砂防<u>堰</u>堤工</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 六甲山系における土砂災害に対する監視体制の強化</p> <p>(1) 近畿地方整備局(六甲砂防事務所)は、現在六甲山系に<u>24</u>箇所(テレメータ)の雨量計を設置し、得られた降雨情報を各機関へ配信しており、一層の観測精度の向上と迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 <u>土砂災害警戒区域(土石流)</u>等の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、<u>土砂災害警戒区域(土石流)</u>等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>[資料]「<u>市町別土石流危険渓流等箇所</u>」*電子データ 「<u>土砂災害警戒区域等</u>」*電子データ</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>[資 料]「地すべり防止区域の指定状況」</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害警戒区域(地すべり)の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、土砂災害警戒区域(地すべり)等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>[資 料]「地すべり等防止区域の指定状況」*電子データ 「土砂災害警戒区域等」*電子データ</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知</p> <p>県は、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)等の把握と住民への周知</p> <p>県は、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>3～4 (略)</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>〔資 料〕「市町別急傾斜地崩壊危険箇所等数及び指定箇所数」</p> <p>「急傾斜地崩壊危険箇所等」</p>	<p>〔資 料〕「市町別急傾斜地崩壊危険箇所等数及び指定箇所数」</p> <p style="text-align: right;">* <u>電子データ</u></p> <p>「急傾斜地崩壊危険箇所等」 * <u>電子データ</u></p> <p>「土砂災害警戒区域等」 * <u>電子データ</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、<u>危険な宅地</u>については関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、<u>災害のおそれのある宅地</u>については関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																		
<p>1 河川施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p style="text-align: center;">県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策事業</td> <td>7河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 海岸施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計10海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化）他、洲本港海岸（護岸（改良））他 計4海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤）他</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他）</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他）</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ため池施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p style="text-align: center;">県（農政環境部）所管事業分</p> <p><u>「ため池整備5箇年計画」（平成26年2月策定）に基づき、改修が必要なため池のうち特に緊急性が高いものについて、平成27年度から5箇年で、計画的かつ着実に整備を進めることとする。</u></p>	事業名	事業内容	地震・高潮対策事業	7河川	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計10海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化）他、洲本港海岸（護岸（改良））他 計4海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分)		侵食対策事業	慶野海岸（潜堤）他	(漁港課所管分)		高潮対策事業	沼島漁港海岸（胸壁他）	津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他）	海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場他）	<p>1 河川施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p style="text-align: center;">県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>千種川（堤防改良）、新川（水門整備）ほか 計7河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 海岸施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修）） 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計5海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>洲本港海岸（護岸（改良））、香住海岸（陸開（改良））他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(漁港課所管分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他）</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>妻鹿漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ため池の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p style="text-align: center;">県（農政環境部）所管事業分</p> <p><u>県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定し、「第2次ため池整備5箇年計画」（平成31年2月策定）に基づき、決壊した場合に影響度が大き</u></p>	事業名	事業内容	地震・高潮対策河川事業	千種川（堤防改良）、新川（水門整備）ほか 計7河川	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修）） 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計5海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸（護岸（改良））、香住海岸（陸開（改良））他 計3海岸	事業名	事業内容	(漁港課所管分)		津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他）	海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場他）
事業名	事業内容																																																		
地震・高潮対策事業	7河川																																																		
年度	事業名	事業内容																																																	
28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸																																																	
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計10海岸																																																	
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化）他、洲本港海岸（護岸（改良））他 計4海岸																																																	
事業名	事業内容																																																		
(農村環境室所管分)																																																			
侵食対策事業	慶野海岸（潜堤）他																																																		
(漁港課所管分)																																																			
高潮対策事業	沼島漁港海岸（胸壁他）																																																		
津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他）																																																		
海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場他）																																																		
事業名	事業内容																																																		
地震・高潮対策河川事業	千種川（堤防改良）、新川（水門整備）ほか 計7河川																																																		
事業名	事業内容																																																		
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修）） 計2海岸																																																		
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計5海岸																																																		
津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸（護岸（改良））、香住海岸（陸開（改良））他 計3海岸																																																		
事業名	事業内容																																																		
(漁港課所管分)																																																			
津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他）																																																		
海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場他）																																																		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
<table border="1" data-bbox="163 331 943 403"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池等整備事業 他</td> <td>ため池改修や統廃合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>周知及び広報</u></p> <p>県は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」(6月1日～6月30日)を中心に、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</p> <p>また、市町は地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、<u>ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図ることとする。</u></p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 準用河川の整備</p> <p>(2) <u>ため池施設の整備</u></p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>[資 料]「治水及び河川総合開発事業の現況」 「<u>ため池分布表</u>」* 電子データ</p>	事業名	事業内容	ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合	<p><u>いため池のうち特に改修が必要なため池の整備、及び利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 331 1939 403"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池整備事業</td> <td>ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>ため池災害の普及啓発</u></p> <p>県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」(6月1日～6月30日)を中心に、ため池管理者に対し、<u>ため池の点検・改修方法について技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</u></p> <p>また、市町は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、<u>緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。</u></p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 準用河川の整備</p> <p>(2) <u>ため池の整備、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</u></p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>[資 料]「治水及び河川総合開発事業の現況」 「<u>防災重点ため池</u>」</p>	事業名	事業内容	ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止
事業名	事業内容								
ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合								
事業名	事業内容								
ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p>								

地震災害対策計画

現 行		修 正 案																																	
<p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18～ (22～)</td> <td>中国横断自動車道姫路鳥取線</td> <td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km</td> </tr> <tr> <td>18～ (22～)</td> <td>近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)</td> <td>区 間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5km (県内21.0km)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> <tr> <td>一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)</td> <td>区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ 新 設 ]</p> <p>3～4 (略)</p>		年度	事業名	事業内容	18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km	18～ (22～)	近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)	区 間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5km (県内21.0km)	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km	<p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18～ (22～)</td> <td>中国横断自動車道姫路鳥取線</td> <td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km</td> </tr> <tr> <td>30～</td> <td>神戸西バイパス</td> <td>区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 国土交通省・阪神高速道路(株)所管分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)</td> <td>区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p>		年度	事業名	事業内容	18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km	30～	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	事業名	事業内容	一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km
年度	事業名	事業内容																																	
18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km																																	
18～ (22～)	近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)	区 間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5km (県内21.0km)																																	
事業名	事業内容																																		
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)																																		
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km																																		
年度	事業名	事業内容																																	
18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km																																	
30～	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km																																	
事業名	事業内容																																		
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)																																		
事業名	事業内容																																		
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km																																		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																																								
<p>5 道路情報の提供</p> <p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所（県管理分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅 名</th> <th>路 線 名</th> <th>所 在 市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市</td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用町</td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市</td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>香美町</td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可町</td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>香美町</td> </tr> </tbody> </table>	駅 名	路 線 名	所 在 市 町	しんぐう	国道 179号	たつの市	あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市	宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町	とうじょう	県道 平木南山線	加東市	あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市	あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町	R427かみ	国道 427号	多可町	丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市	みつ	国道 250号	たつの市	あまるべ	国道 178号	香美町	<p>5 道路情報の提供</p> <p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所（県管理分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅 名</th> <th>路 線 名</th> <th>所 在 市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市</td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用町</td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市</td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>香美町</td> </tr> <tr> <td>杉原紙の里・多可</td> <td>国道 427号</td> <td>多可町</td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市</td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市</td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>香美町</td> </tr> <tr> <td>山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷</td> <td>県道 浜坂井土線</td> <td>新温泉町</td> </tr> <tr> <td>銀の馬車道・神河</td> <td>国道 312号</td> <td>神河町</td> </tr> </tbody> </table>	駅 名	路 線 名	所 在 市 町	しんぐう	国道 179号	たつの市	あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市	宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町	とうじょう	県道 平木南山線	加東市	あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市	あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町	杉原紙の里・多可	国道 427号	多可町	丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市	みつ	国道 250号	たつの市	あまるべ	国道 178号	香美町	山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷	県道 浜坂井土線	新温泉町	銀の馬車道・神河	国道 312号	神河町
駅 名	路 線 名	所 在 市 町																																																																							
しんぐう	国道 179号	たつの市																																																																							
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市																																																																							
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町																																																																							
とうじょう	県道 平木南山線	加東市																																																																							
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市																																																																							
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町																																																																							
R427かみ	国道 427号	多可町																																																																							
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市																																																																							
みつ	国道 250号	たつの市																																																																							
あまるべ	国道 178号	香美町																																																																							
駅 名	路 線 名	所 在 市 町																																																																							
しんぐう	国道 179号	たつの市																																																																							
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市																																																																							
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町																																																																							
とうじょう	県道 平木南山線	加東市																																																																							
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市																																																																							
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町																																																																							
杉原紙の里・多可	国道 427号	多可町																																																																							
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市																																																																							
みつ	国道 250号	たつの市																																																																							
あまるべ	国道 178号	香美町																																																																							
山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷	県道 浜坂井土線	新温泉町																																																																							
銀の馬車道・神河	国道 312号	神河町																																																																							
6 (略)	6 (略)																																																																								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事 業 名</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">29</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(7地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事 業 名	事 業 内 容	29	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(7地区)	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事 業 名</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">31</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	事 業 名	事 業 内 容	31	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(6地区)																																																		
年度	事 業 名	事 業 内 容																																																																							
29	水産流通基盤整備事業	(1地区)																																																																							
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																																																																							
	漁港機能保全事業	(6地区)																																																																							
	漁港施設機能強化事業	(7地区)																																																																							
年度	事 業 名	事 業 内 容																																																																							
31	水産生産基盤整備事業	(2地区)																																																																							
	漁港機能保全事業	(6地区)																																																																							
	漁港施設機能強化事業	(6地区)																																																																							
2 (略)	2 (略)																																																																								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																
<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第6節 交通関係施設の整備            第4款 鉄道施設の整備            第1 (略)            第2 内容            (表中)            新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。  <u>なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。</u>             神戸すまいまちづくり公社</p>	<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第6節 交通関係施設の整備            第4款 鉄道施設の整備            第1 (略)            第2 内容            (表中)            新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。   <u>(一財) 神戸すまいまちづくり公社</u></p>																																																
<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第6節 交通関係施設の整備            第5款 空港・ヘリポート対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定            ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="165 1246 931 1302"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>27</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	27	15	24	19	27	27	37	40	22	26	264	<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第6節 交通関係施設の整備            第5款 空港・ヘリポート対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定            ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="1153 1246 1919 1302"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>27</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	27	15	24	19	27	28	37	40	22	26	265
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																						
箇所数	27	15	24	19	27	27	37	40	22	26	264																																						
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																						
箇所数	27	15	24	19	27	28	37	40	22	26	265																																						

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第7節 ライフライン関係施設の整備            第1款 電力施設の整備等            第1 (略)            第2 内容  <u>〔新設〕</u></p>	<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第7節 ライフライン関係施設の整備            第1款 電力施設の整備等            第1 (略)            第2 内容            1 関係機関との相互連携協力体制の構築  <u>関西電力は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</u>            (1) 自治体との協調  <u>平常時には自治体の防災会議等へ参画し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</u>            ① 地方防災会議等への参画  <u>地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。</u>            ② 災害対策本部等との協調  <u>この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</u>            ア 災害に関する情報の提供および収集            イ 災害応急対策および災害復旧対策            (2) 防災関係機関との協調  <u>地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。</u>            (3) 他電力会社等との協調  <u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p> <p>(4) <u>地域貢献</u></p> <p><u>地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。</u></p> <p>2 <u>災害予防に関する事項</u></p> <p>(1) <u>防災教育</u></p> <p><u>関西電力は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</u></p> <p><u>また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>防災訓練</u></p> <p><u>関西電力は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</u></p> <p><u>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p><u>さらに、関西電力は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。</u></p> <p><u>なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積</u></p>



現 行	修 正 案
<p>関西電力㈱は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。</p> <p><u>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</u></p> <p>(1) 震災対策            経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。</p> <p>(以下、「1 電力設備の災害予防措置に関する事項」に係る記載略)</p>	<p>極的に参加する。</p> <p>(3) 津波からの避難対策  <u>関西電力は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項  <u>関西電力は、当社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</u></p> <p>(i) 震災対策            経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。</p> <p>(以下、「(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項」に係る記載略)</p> <p><u>4 復旧用資機材等の確保および整備</u>  <u>関西電力は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>① 復旧用資機材の確保  <u>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p> <p>② 復旧用資機材の輸送  <u>平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>③ 復旧用資機材の整備点検  <u>平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。</u></p> <p>④ 復旧用資機材の広域運営  <u>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p>

現 行	修 正 案
	<p>⑤ <u>食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u>  <u>平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p> <p>⑥ <u>復旧用資機材の仮置場の確保</u>  <u>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u>  <u>また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。</u></p> <p>⑦ <u>復旧用資機材の分散配備</u>  <u>復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。</u></p> <p>⑧ <u>食料・医療・医薬品等生活必需品の充実</u>  <u>津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p> <p>5 <u>電気事故の防止</u>  <u>関西電力は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</p> <p>(以下、「5 電気事故の防止」に係る記載略)</p>

現 行	修 正 案
<p><u>3 電気事故の防止</u></p> <p>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</p> <p>(以下、「3 電気事故の防止」に係る記載略)</p> <p><u>4 非常対策用資機材等の確保および整備</u></p> <p>(1) <u>災害対策用資機材の確保</u>  <u>本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p> <p>(2) <u>災害対策用資機材等の輸送</u>  <u>本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>災害対策用資機材等の整備点検</u>  <u>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</u></p> <p>(4) <u>災害対策用資機材等の広域運営</u>  <u>本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>(5) <u>食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u>  <u>本店、支店等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p> <p>(6) <u>災害対策用資機材等の仮置場</u>  <u>災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u></p>	

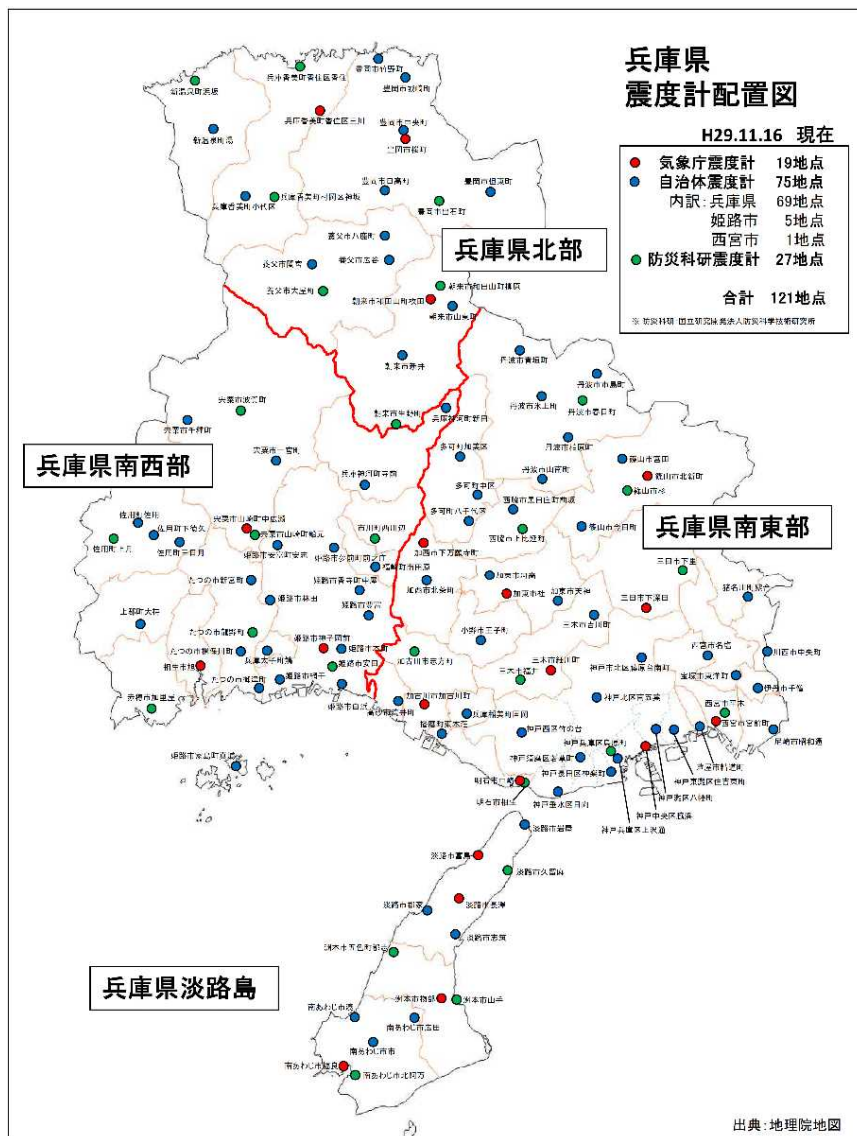
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>5 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>(1) 防災教育</p> <p><u>本店、支社等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</u></p> <p>(2) 防災訓練</p> <p><u>本店、支社等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</u></p> <p><u>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p>6 他電力会社等との協調</p> <p><u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p>	
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) (略)</p>

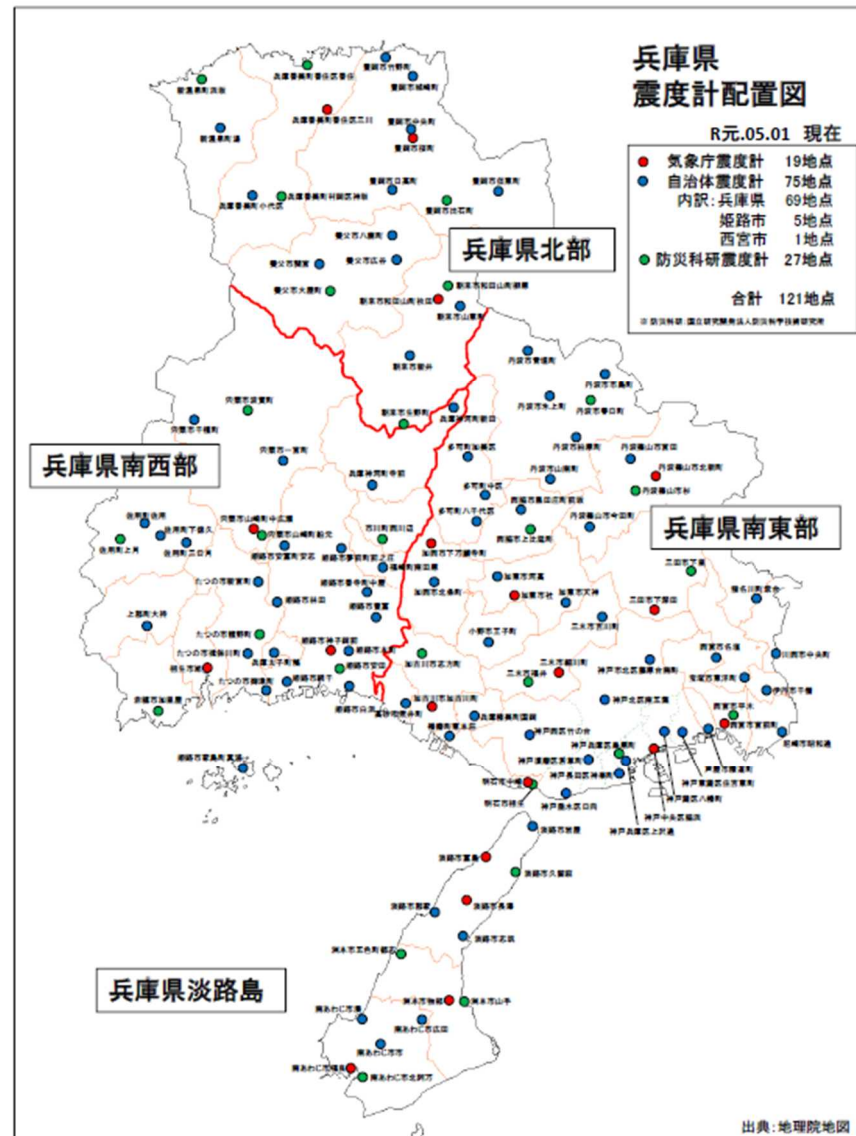
地震災害対策計画

現 行					修 正 案				
(2) 防災システムの強化 ○ 地域防災事業所組織図 (平成 29 年 4 月現在)					(2) 防災システムの強化 ○ 地域防災事業所組織図 (平成 31 年 4 月現在)				
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			ブロック	地 域	防災事業所の種別・数		
		充填所	LPガススタンド	容器検査所			充填所	LPガススタンド	容器検査所
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1
神戸	神戸市（垂水区、西区、北区除く）・芦屋市	1	6	0	神戸	神戸市（垂水区、西区、北区除く）・芦屋市	1	5	0
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3
姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1	姫路	姫路市・神崎郡	10	6	1
西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0
淡路	淡路全域	8	6	2	淡路	淡路全域	8	6	2
(3)～(4) (略)					(3)～(4) (略)				
第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第1節 地震観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 3 県内の潮位の観測施設 (略)					第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第1節 地震観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県内の潮位の観測施設 (略)				

現行



修正案



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第2節 地震に関する調査研究の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 国の推進体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国土地理院による都市圏活断層図の公表</p> <p>国土地理院では、地震防災対策の一環として地震の調査研究に資するため、<u>県庁所在都市など人口や社会資本が集中している地域を対象として、地形図上に活断層の位置を詳細に表示した「都市圏活断層図」を作成している。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第2節 地震に関する調査研究の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 国の推進体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国土地理院による<u>1:25,000</u>活断層図の公表</p> <p>国土地理院では、地震防災対策の一環として地震の調査研究に資するため、<u>地形図上に活断層の位置を詳細に表示した「1:25,000活断層図」を作成している。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施</p> <p>県民グループ、民間団体等による、「伝える」「<u>備える</u>」「<u>活かす</u>」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援するとともに、災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取り組みを支援する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施</p> <p>県民グループ、民間団体等による、「伝える」「<u>活かす</u>」「<u>備える</u>」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援するとともに、災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取り組みを支援する。</p> <p>4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承            第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 復興フォローアップの推進            復興の成果を県政に生かし、定着させるため、これまでの復興検証の成果や復興フォローアップ委員会提言等を踏まえ、①震災復興の残された3つの課題(高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり、伝える・備える)への対応を図るとともに、②震災復興で取り組んだ、先導的施策の一般施策への定着・発展、③阪神・淡路大震災の経験と教訓の発信等に取り組むことで、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画            第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承            第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 復興フォローアップの推進            復興の成果を県政に生かし、定着させるため、これまでの復興検証の成果や復興フォローアップ委員会提言等を踏まえ、①震災復興で取り組んだ、先導的施策の一般施策への定着・発展、②阪神・淡路大震災の経験と教訓の発信等に取り組むことで、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。</p>
<p>第2編 災害予防計画            第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承            第4節 国際防災・人道支援拠点の形成            第1 (略)            第2 内容            1 国際防災・人道支援拠点の形成            (1)～(2) (略)            (3) 構成機関 (17 機関)            アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、アジア防災センター (ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター、国際防災復興協力機構 (IRP)、国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、国連国際防災戦略 (ISDR) 兵庫事務所、世界保健機構 (WHO) 健康開発総合研究センター (神戸センター)、地球環境戦略研究機構 (IGES) 関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来</p>	<p>第2編 災害予防計画            第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承            第4節 国際防災・人道支援拠点の形成            第1 (略)            第2 内容            1 国際防災・人道支援拠点の形成            (1)～(2) (略)            (3) 構成機関 (19 機関)            アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、アジア防災センター (ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター、国際防災復興協力機構 (IRP)、国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、国連国際防災戦略 (ISDR) 兵庫事務所、世界保健機構 (WHO) 健康開発総合研究センター (神戸センター)、地球環境戦略研究機構 (IGES) 関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター</p> <p>2 (略)</p>	<p>センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター、<u>神戸赤十字病院、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科</u></p> <p>2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <p>兵庫県災害対策本部</p> <p>設置基準 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき</p> <p>その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部</p> <p>兵庫県災害警戒本部</p> <p>設置基準 1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <p>兵庫県災害対策本部</p> <p>設置基準 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、<u>又は南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で</u>、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき</p> <p>その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、<u>神戸市</u>、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社、<u>ひょうごボランティアプラザ</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部</p> <p>兵庫県災害警戒本部</p> <p>設置基準 1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、<u>又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案												
<p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><u>が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合</u>で、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>												
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、<u>地震発表</u>後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑥ (略)</p>	発表基準		津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、<u>地震発生</u>後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑥ (略)</p>	発表基準		津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）
発表基準													
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)												
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）												
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）												
発表基準													
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)												
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）												
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）												

現 行	修 正 案								
<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (略) (津波情報の種類と内容)</p> <table border="1" data-bbox="230 379 795 515"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大波の観測値の発表内容 表(略)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</li> <li>・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> <li>・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて<u>いる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u></li> </ul> <p>表(略)</p>		情報の内容	津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (略) (津波情報の種類と内容)</p> <table border="1" data-bbox="1218 379 1783 515"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、212ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大波の観測値の発表内容 表(略)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の<u>推定</u>到達時刻、最大波の<u>推定</u>到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</li> <li>・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> <li>・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、<u>最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></li> </ul> <p>表(略)</p>		情報の内容	津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、212ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]
	情報の内容								
津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]								
	情報の内容								
津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、212ページ(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																			
<p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区と対象との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表されない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が発表されるまでは、「観測中」と発表される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">全国の警報等の 発表状況</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急地震速報で 用いる区域の名称</th> <th style="text-align: center;">市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県南東部</td> <td>神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町</td> </tr> </tbody> </table>	全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表	緊急地震速報で 用いる区域の名称	市町名	兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町	<p>〔 削 除 〕</p> <p>(3) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急地震速報で 用いる区域の名称</th> <th style="text-align: center;">市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県南東部</td> <td>神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、<u>丹波篠山市</u>、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町</td> </tr> </tbody> </table>	緊急地震速報で 用いる区域の名称	市町名	兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、 <u>丹波篠山市</u> 、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町
全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容																		
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																		
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表																		
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表																		
緊急地震速報で 用いる区域の名称	市町名																			
兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町																			
緊急地震速報で 用いる区域の名称	市町名																			
兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、 <u>丹波篠山市</u> 、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町																			

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																				
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査(報告)系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>道路の不通状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 事務局</td> <td>放送要請</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	道路の不通状況		部	調査事項	調査(報告)系統	災害対策本部 事務局	放送要請		部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	応急仮設住宅の建設		<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査(報告)系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>道路の不通状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 事務局</td> <td>放送要請</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	道路の不通状況		部	調査事項	調査(報告)系統	災害対策本部 事務局	放送要請		部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	応急仮設住宅の建設	
部	調査事項	調査(報告)系統																																			
県土整備部	道路の不通状況																																				
部	調査事項	調査(報告)系統																																			
災害対策本部 事務局	放送要請																																				
部	調査事項	調査(報告)系統																																			
県土整備部	応急仮設住宅の建設																																				
部	調査事項	調査(報告)系統																																			
県土整備部	道路の不通状況																																				
部	調査事項	調査(報告)系統																																			
災害対策本部 事務局	放送要請																																				
部	調査事項	調査(報告)系統																																			
県土整備部	応急仮設住宅の建設																																				

地震災害対策計画

現 行	修 正 案										
<p>〔新設〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>借上型仮設住宅の提供</td> <td>関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	借上型仮設住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町		
部	調査事項	調査（報告）系統									
県土整備部	借上型仮設住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町									
	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町									
<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第3節 情報の収集・伝達            第3款 通信手段の確保            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 無線系通信            (1) (略)            (2) NTT西日本無線通信設備等                ① 孤立防止対策用衛星電話                県内の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置している。                ② 防災相互無線の活用                県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。                ③ 移動無線局の活用                県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとする。            5～6 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第3節 情報の収集・伝達            第3款 通信手段の確保            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 無線系通信            (1) (略)            (2) NTT西日本無線通信設備等                〔削除〕                ① 防災相互無線の活用                県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。                ② 移動無線局の活用                県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとする。            5～6 (略)</p>										

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>ア 応援の種類</u></p> <p><u>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋</u></p> <p><u>イ 要請手続</u></p> <p><u>県は、速やかに全国知事会に被害状況等及び必要とする広域応援の内容に関する次の事項を連絡して要請することとする。</u></p> <p><u>(ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量</u></p> <p><u>(イ) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容</u></p> <p><u>(ウ) 職種及び人数</u></p> <p><u>(エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路</u></p> <p><u>(オ) 応援期間（見込みを含む。）</u></p> <p><u>(カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 災害対策基本法に基づく応援要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 応援の要求（法第74条、第74条の2）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。</u></p> <p><u>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」の運用に留意する。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 災害対策基本法に基づく応援要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 応援の要求（法第74条、第74条の2、<u>第74条の3</u>）</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めるとする。</p> <p>県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めるよう求めることとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 近畿地方整備局</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援の要請 (略)</p> <p>【連絡先】 近畿地方整備局 企画部 防災課</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めるとする。</p> <p>県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めるよう求めることとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 近畿地方整備局</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援の要請 (略)</p> <p>【連絡先】 近畿地方整備局 防災室</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県外災害ひょうご緊急支援隊の派遣</p> <p>県は、県外における大規模災害時に、<u>県外災害ひょうご緊急支援隊</u>を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、<u>県外災害ひょうご緊急支援隊</u>の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム(先遣隊)、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</p> <p>支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ひょうご災害緊急支援隊の派遣</p> <p>県は、県外における大規模災害時に、<u>ひょうご災害緊急支援隊</u>を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、<u>ひょうご災害緊急支援隊</u>の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム(先遣隊)、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</p> <p>支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p>   <p><u>6～8</u> (略)</p>	<p>門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の派遣</u>  <u>県及び市町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市区町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</u></p> <p><u>7～9</u> (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。</p> <p>(1) 市町<u>（神戸市にあっては市の区域又は区の区域）</u>内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <p>(2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町<u>（神戸市にあっては市の区域又は区の区域）</u>の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。<u>（救助実施市を除く）</u></p> <p>(1) 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <p>(2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 県</p> <p>県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p>なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとする。</p> <p>ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市町</p> <p>市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが</p>	<p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等(救助実施市を除く)から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p> <p>(2) 市町(救助実施市を除く)</p> <p>市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 県</p> <p>県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p>なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長(救助実施市を除く)に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長(救助実施市を除く)に通知することとする。</p> <p>ア 市町長(救助実施市を除く)が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市町(救助実施市を除く)</p> <p>市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>できる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>[ 新 設 ]</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>できる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>救助実施市との連携</u>  <u>神戸市が災害救助法第2条の2の救助実施市に指定されたことに伴い、県と神戸市は「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施することとする。</u></p> <p>6 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象庁長官(気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項)</p> <p>(4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条)</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うとともに知事及び<u>関係市町長</u>に通知すること。</p> <p>あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象庁長官(気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、<u>第11条第1号</u>)</p> <p>(4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条)</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うとともに知事に通知し、<u>一般に公表</u>すること。</p> <p>あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。  <u>また、知事に通知したことを関係市町長に通知すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 市町長（水防法第13条の2）</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① 水防警報河川</p> <p>ア 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。</p> <p>(ア) 一級河川（31河川）</p> <p>竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>情報を知事に通知し、一般に公表すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 市町長（水防法第13条の2第2項）</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、<u>水防要員招集の準備</u>、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① 水防警報河川</p> <p>ア 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。</p> <p>(ア) 一級河川（31河川）</p> <p>竹田川、<del>左門殿川</del>、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川</p> <p><u>※左門殿川は高潮による水防警報</u></p> <p>(イ) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>② 水防警報海岸 ア～イ (略) ウ 淡路島沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸 エ 日本海沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>② 水防警報海岸 ア～イ (略) ウ 淡路沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸 エ 但馬沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 県における情報収集・提供 (1) 情報の収集 ① 地域医療情報センターは、<u>二次保健</u>医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況(数、位置、避難者数)、救護所開設状況(数、位置、要措置患者数)、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。 ② (略) ③ 県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。 ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会 イ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 県における情報収集・提供 (1) 情報の収集 ① 地域医療情報センターは、<u>災害</u>医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況(数、位置、避難者数)、救護所開設状況(数、位置、要措置患者数)、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。 ② (略) ③ 県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。 ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会 イ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p>

現 行	修 正 案
<p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県(薬務課)は、必要に応じて以下の要請を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請</p> <p>イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 日本赤十字社救護班</p> <p>ア 日本赤十字社救護班は、<u>医師(班長)1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名、計6名をもって1班とすることとする。ただし、災害及び救護業務の状況に応じ、個々の基準人員を増減することができるほか、必要がある場合は、薬剤師、助産師、特殊技術要員を加えることができることとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>ア 国立病院等救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、<u>事務官1名</u>の計5名をもって1班を編成することとする。</p> <p>イ <u>国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</u></p> <p>ウ 県からの独立行政法人国立病院機構(以下、「国立病院」という。)の救護班等の派遣要請は、同機構近畿グループ担当理事部門(以下、「近畿グループ担当理事部門」という。)を通じて行うこととする。</p> <p>エ～サ (略)</p>	<p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県(薬務課)は、必要に応じて以下の要請を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請</p> <p>イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器等の確保の要請</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 日本赤十字社救護班</p> <p>ア 日本赤十字社救護班は、<u>標準的には医師、看護師長、看護師、主事等計6名で編成されるが、業務の必要に応じて、この基準人員を増減することができるほか、薬剤師、助産師、放射線技師等の職能を持った人員も加えることとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>ア 国立病院等救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、<u>業務調整員1名</u>の計5名をもって1班を編成することとする。</p> <p>イ <u>国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</u></p> <p>ウ 県からの独立行政法人国立病院機構(以下、「国立病院」という。)の救護班等の派遣要請は、<u>国立病院機構本部の指示を受けた同機構近畿グループ担当理事部門</u>(以下、「近畿グループ担当理事部門」という。)を通じて行うこととする。</p> <p>エ～サ (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>オ 近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。</p> <p>6 災害拠点病院の活動</p> <p>(1) 災害が他の<u>二次</u>医療圏域で発生した場合 (略)</p> <p>(2) 災害が自らの<u>二次</u>医療圏域で発生した場合 (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給</p> <p>(1) 品目 (表頭) 主な医薬品</p> <p>(2) 調達方法</p> <p>① 市町は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。</p> <p>② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。</p> <p>③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>10～11 (略)</p>	<p>オ <u>国立病院機構本部の指示を受けた</u>近畿グループ担当理事 部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。</p> <p>6 災害拠点病院の活動</p> <p>(1) 災害が他の<u>災害</u>医療圏域で発生した場合 (略)</p> <p>(2) 災害が自らの<u>災害</u>医療圏域で発生した場合 (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給</p> <p>(1) 品目 (表頭) 主な医薬品等</p> <p>(2) 調達方法</p> <p>① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。</p> <p>② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。</p> <p>③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の<u>医薬品等</u>の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>10～11 (略)</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>① (略)</p> <p>○ 警戒体制等の区分及び発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">体制区分</th> <th style="text-align: center;">発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常体制</td> <td>                     1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合                      2) 地震による重大な災害が発生した場合                      3) 管内に大津波警報が発表された場合                      4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合                      5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合                      6) 対策部長が必要と判断した場合                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 兵庫県が管理する道路(「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 通行の禁止、制限</p> <p>県(土木事務所)は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合、管轄の警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置することとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア (略)</p>	体制区分	発 令 基 準	非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>① (略)</p> <p>○ 警戒体制等の区分及び発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">体制区分</th> <th style="text-align: center;">発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常体制</td> <td>                     1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合                      2) 地震による重大な災害が発生した場合                      3) 管内に大津波警報が発表された場合                      4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合                      5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合                      6) 対策部長が必要と判断した場合                      7) 道路部対策本部長が指示した場合                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 兵庫県が管理する道路(「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 通行の禁止、制限</p> <p>県(土木事務所)は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合、管轄の警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置することとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア (略)</p>	体制区分	発 令 基 準	非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合 7) 道路部対策本部長が指示した場合
体制区分	発 令 基 準								
非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合								
体制区分	発 令 基 準								
非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合 7) 道路部対策本部長が指示した場合								

現 行	修 正 案																														
<p>イ 通行規制等措置</p> <table border="1" data-bbox="286 288 779 443"> <thead> <tr> <th>震 度</th> <th>本 線</th> <th>オンランプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>注意喚起</td> <td>注意喚起</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>減速指示</td> <td>通行禁止</td> </tr> <tr> <td>5強以上</td> <td>通行禁止</td> <td>通行禁止</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(7) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>	震 度	本 線	オンランプ	4	注意喚起	注意喚起	5弱	減速指示	通行禁止	5強以上	通行禁止	通行禁止	<p>イ 通行規制等措置</p> <p><u>【地震】</u></p> <table border="1" data-bbox="1379 288 1872 443"> <thead> <tr> <th>震 度</th> <th>本 線</th> <th>入 路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>注意喚起</td> <td>注意喚起</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>減速指示</td> <td>通行禁止</td> </tr> <tr> <td>5強以上</td> <td>通行禁止</td> <td>通行禁止</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【津波】</u></p> <table border="1" data-bbox="1352 459 1930 539"> <thead> <tr> <th>警 報</th> <th>本 線※</th> <th>入 路※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報・大津波警報</td> <td>通行禁止</td> <td>通行禁止</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波被害対象路線及び区間に限る。</p> <p><u>津波被害対象路線及び区間の出路、パーキングエリアについても閉鎖の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>遠地津波の場合は、到達時間、津波規模に応じて対応を決定するものとする。</u></p> <p>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(7) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>	震 度	本 線	入 路	4	注意喚起	注意喚起	5弱	減速指示	通行禁止	5強以上	通行禁止	通行禁止	警 報	本 線※	入 路※	津波警報・大津波警報	通行禁止	通行禁止
震 度	本 線	オンランプ																													
4	注意喚起	注意喚起																													
5弱	減速指示	通行禁止																													
5強以上	通行禁止	通行禁止																													
震 度	本 線	入 路																													
4	注意喚起	注意喚起																													
5弱	減速指示	通行禁止																													
5強以上	通行禁止	通行禁止																													
警 報	本 線※	入 路※																													
津波警報・大津波警報	通行禁止	通行禁止																													

地震災害対策計画

現 行					修 正 案																																
<p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路</p> <p>ア 通行規制の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>通行制限</th> <th>規制対象区間</th> <th>通行禁止</th> <th>規制対象区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地 震</td> <td>震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル</td> <td>和田山IC-福崎北R  朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪</td> <td>震度5弱以上  ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル  ・西宮北道路</td> <td>全区間 (状況に応じて区間を設定)  全区間  <u>公社管理区間</u> (南伸区間を除く)</td> </tr> <tr> <td>○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路  ・<u>西宮北道路</u></td> <td>福崎北R-姫路JCT  西宮市山口町船坂 -西宮市越水 (南伸区間を除く)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>					種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間	地 震	震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル	和田山IC-福崎北R  朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪	震度5弱以上  ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル  ・西宮北道路	全区間 (状況に応じて区間を設定)  全区間  <u>公社管理区間</u> (南伸区間を除く)	○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路  ・ <u>西宮北道路</u>	福崎北R-姫路JCT  西宮市山口町船坂 -西宮市越水 (南伸区間を除く)			<p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路</p> <p>ア 通行規制の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>通行制限</th> <th>規制対象区間</th> <th>通行禁止</th> <th>規制対象区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地 震</td> <td>震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル</td> <td>和田山IC-福崎北R  朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪</td> <td>震度5弱以上  ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル</td> <td>全区間 (状況に応じて区間を設定)  全区間</td> </tr> <tr> <td>○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路</td> <td>福崎北R-姫路JCT</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>					種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間	地 震	震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル	和田山IC-福崎北R  朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪	震度5弱以上  ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル	全区間 (状況に応じて区間を設定)  全区間	○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路	福崎北R-姫路JCT		
種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間																																	
地 震	震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル	和田山IC-福崎北R  朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪	震度5弱以上  ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル  ・西宮北道路	全区間 (状況に応じて区間を設定)  全区間  <u>公社管理区間</u> (南伸区間を除く)																																	
	○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路  ・ <u>西宮北道路</u>	福崎北R-姫路JCT  西宮市山口町船坂 -西宮市越水 (南伸区間を除く)																																			
種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間																																	
地 震	震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル	和田山IC-福崎北R  朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪	震度5弱以上  ・播但連絡道路  ・遠阪トンネル	全区間 (状況に応じて区間を設定)  全区間																																	
	○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路	福崎北R-姫路JCT																																			
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の供与要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請す</p>					<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の<u>要請</u>・供与</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>救助実施市を除く</u>市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の</p>																																

現 行	修 正 案
<p>る。</p> <p>ア 被害戸数</p> <p>イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所</p> <p>ウ 連絡責任者</p> <p>③ 県は、市町から供給あつせんの要請があつたとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。</p> <p>④ 県は、市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① 実施機関</p> <p> 応急仮設住宅の建設は<u>県</u>で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあつせん等を要請することとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 県、<u>市町</u>は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</p>	<p>供与を<u>県</u>に要請し、<u>救助実施市</u>は必要戸数を<u>県</u>に報告する。</p> <p>ア 被害戸数</p> <p>イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所</p> <p>ウ 連絡責任者</p> <p>③ 県は、<u>救助実施市を除く市町</u>から供給あつせんの要請があつたとき、又は必要があると認める場合、自ら対応する。</p> <p>④ 県は、<u>救助実施市を除く市町</u>からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① 実施機関</p> <p> 応急仮設住宅の建設は<u>県又は救助実施市</u>が実施し、維持管理は市町で実施することとする。<u>県は、救助実施市分を取りまとめて協定団体へ建設を要請する。被災範囲が救助実施市のみの場合、救助実施市は、②のウによる協定団体へ直接建設を要請し、その内容を県へ報告する。</u>なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、<u>救助実施市を除く市町</u>による建設も検討することができる。</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地<u>及び戸数</u>を把握しておくこととする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（<u>内閣府</u>、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）に建設業者や資機材のあつせん等を要請することとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 県は、<u>内閣府と協議の上</u>、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(4) 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>① 県、市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</p> <p>② 県、市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。</p> <p>(5) 入居者の認定</p> <p>① 市町は、自らの資力では住宅の<u>応急修理</u>ができない者を対象に認定することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 生活環境の整備</p> <p>① 県、市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(4) 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>① 県又は市町は、<u>内閣府と協議の上</u>、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</p> <p>② 県及び市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。</p> <p>(5) 入居者の認定</p> <p>① 市町は、自らの資力では住宅の<u>確保</u>ができない者を対象に認定することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 生活環境の整備</p> <p>① 県又は市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認め</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認め</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>る場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>売却</u>を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>売却</u>を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>[資 料]</p> <p>「<u>災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて</u>」</p>	<p>る場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>引渡</u>を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>引渡</u>を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>[資 料]</p> <p>「<u>災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて</u>」</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部の設置</u> (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「<u>ひょうごDPAT</u>」活動拠点本部の設置 (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>[実施機関：県健康福祉部健康局、市町、県看護協会]</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>[実施機関：<u>県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、市町、県看護協会</u>]</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策、<u>保健医療活動の指揮調整機能の支援体制</u>について定める。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容 1～2 (略) 〔新設〕</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2 内容 1～2 (略) 3 <u>兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)・保健活動の応援派遣に関する調整</u>  <u>県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対する DHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。</u>  <u>また、県は、被災都道府県から国を通じて DHEAT の派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 生活支援 (1)～(2) (略) (3) 専門家による支援 市町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、<u>ホームヘルパー</u>等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。 県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム (ひょうご DPAT) の派遣等の応援を</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 生活支援 (1)～(2) (略) (3) 専門家による支援 市町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、<u>訪問介護員</u>等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。 県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム (ひょうご DPAT) の派遣等の応援を行う。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、<u>ホームヘルパー</u>の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>5～11 (略)</p>	<p><u>また、被災都道府県から国に対して DHEAT の応援要請があり、派遣依頼があるときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等の職員を派遣するほか、県、社会福祉協議会、社会福祉法人等をネットワーク化し、大規模災害発生時に福祉サービスの提供を必要とする要援護者に対して、福祉・介護の専門職（災害派遣福祉チーム）を派遣することで、要援護者への継続的な支援体制を整備する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、<u>訪問介護員</u>の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>5～11 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第3款 災害放送の要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時における放送要請</p> <p>(1) 知事は(略)朝日放送(略)に対して(略)放送を要請することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第3款 災害放送の要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時における放送要請</p> <p>(1) 知事は(略)朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ(略)に対して(略)放送を要請することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ            第1 (略)            第2 内容            1 災害ボランティアの受入れ            (1) (略)            (2) 災害ボランティアの確保と調整            ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。            ② (略)            ③ 県、ひょうごボランタリープラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行うこととする。            (3) (略)            2 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ            第1 (略)            第2 内容            1 災害ボランティアの受入れ            (1) (略)            (2) 災害ボランティアの確保と調整            ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。            ② (略)            ③ 県、ひょうごボランタリープラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行、<u>ボランティアの活動助成等の支援を行うこととする</u>。            (3) (略)            2 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施            第1款 鉄道施設における応急対策の実施            第1 (略)            第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施            第1款 鉄道施設における応急対策の実施            第1 (略)            第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 阪急電鉄株の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 震動がなくなったと認められるときであっても、運転再開の指示をしない。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p><u>[ 新 規 ]</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 神戸すまいまちづくり公社 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 阪急電鉄株の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 震動がなくなったと認められるときであっても、運転再開の指示をしない。<u>なお、震度5弱の区間においては、駅収容のため、列車の移動を指示する場合がある。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 地震2号指令発令時、震度5弱の区間で駅間停止した場合</p> <p><u>(ア) 運転指令者からの指示により安全確認を行い、安全が確認できた場合は、列車無線で運転指令者に報告する。</u></p> <p><u>(イ) 運転指令者より毎時15km/h以下の速度で最寄駅まで移動の指示を受けたときは、最寄駅までこの速度を維持し運転する。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 <u>(一財)</u> 神戸すまいまちづくり公社 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第1款 電力の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第1款 電力の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1 (略)</p> <p>2 関西電力㈱の応急対策</p> <p>(1) 災害応急対策に関する事項</p> <p>① 対策要員の確保</p> <p>ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、<u>気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p>イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、<u>すみやかに所属する対策組織に出勤する。</u></p> <p><u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。</u></p> <p>② 復旧要員の広域運営</p> <p><u>他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u></p> <p>③ 非常災害時の体制</p> <p><u>各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</u></p> <p>④ 災害時における情報の収集、連絡</p> <p><u>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</u></p> <p>ア 気象、地象情報</p> <p>イ 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 関西電力㈱の応急対策</p> <p>(1) 防災体制</p> <p>① 地域における防災体制</p> <p><u>関西電力の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</u></p> <p><u>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</u></p> <p>a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <p>b. 神戸および播磨・但馬地域発販部門等非常災害対策本部</p> <p>c. 送配電カンパニー神戸および姫路電力本部非常災害対策本部</p> <p>d. 神戸および播磨・但馬地域発販部門等警戒本部</p> <p>e. 送配電カンパニー神戸および姫路電力本部警戒本部</p> <p><u>* 発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。</u></p> <p>② 総本部の設置基準</p> <p><u>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</p> <p>a. 神戸および播磨・但馬地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>b. 神戸および播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合</p> <p>c. 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発令された場合</p> <p>d. 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合</p> <p>イ 総本部の設置については、発販部長と送配電部長が協議し、決定する。</p> <p>a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあって、発販部門等および電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</p>

現 行	修 正 案
<p>ウ 社外対応状況</p> <p>エ 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>オ 停電による主な影響状況</p> <p>カ 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項</p> <p>キ 従業員等の被災状況</p> <p>ク その他災害に関する情報</p> <p>⑤ 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>ア 調達  <u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u></p> <p>(ア) 現地調達</p> <p>(イ) 対策組織相互の流用</p> <p>(ウ) 他電力会社等からの融通</p> <p>イ 輸送  <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p>ウ 復旧資材置場等の確保  <u>災害時において、復旧資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u></p> <p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧順位  <u>復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u></p> <p><u>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p>	<p>b. その他必要な場合</p> <p>③ 体制の確立  <u>関西電力は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。</u></p> <p>ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。</p> <p>イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。</p> <p>(2) 災害応急対策に関する事項</p> <p>① 災害時における情報の収集、連絡  <u>地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</u></p> <p>(一般情報)</p> <p>ア 気象、地象情報</p> <p>イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）</p> <p>ウ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）</p> <p>エ その他災害に関する情報（交通状況等）</p> <p>(当社被害情報)</p> <p>オ 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>カ 停電による主な影響状況</p> <p>キ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項</p> <p>ク 従業員等の被災状況</p> <p>ケ その他災害に関する情報</p> <p>② 情報の集約</p>

現 行	修 正 案
<p>② 災害時における広報</p> <p>ア 広報活動</p> <p><u>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</u></p> <p><u>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第4章第7節第3項(2)に定める広報活動を行う。</u></p> <p>イ 広報の方法</p> <p><u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>(3) 災害時における危険予防措置</p> <p><u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p><u>災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p>	<p><u>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</u></p> <p>③ 通話制限</p> <p><u>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(3) 災害時における広報</p> <p><u>対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</u></p> <p>① 広報活動</p> <p><u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第4章第7節第1款で定める広報活動を行う。</u></p> <p>② 広報の方法</p> <p><u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>(4) 要員の確保</p> <p>① 対策組織要員の確保</p> <p>ア <u>夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p>イ <u>対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u></p> <p><u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係</u></p>

現 行	修 正 案
	<p>所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。</p> <p>② 復旧要員の広域運営</p> <p>関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>(5) 災害時における復旧用資機材の確保</p> <p>対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</p> <p>① 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</p> <p>ア 現地調達</p> <p>イ 対策組織相互の流用</p> <p>ウ 他電力会社等からの融通</p> <p>② 輸送</p> <p>復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>③ 復旧用資機材置場等の確保</p> <p>災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(6) 災害時における電力の融通</p> <p>災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p> <p>(7) 災害時における危険予防措置</p> <p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、</p>

現 行	修 正 案
	<p><u>警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p>(8) <u>災害時における応急工事</u>  <u>対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</u></p> <p>① <u>応急工事の基本方針</u>  <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</u></p> <p>② <u>応急工事基準</u>  <u>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</u></p> <p><u>ア 送電設備</u>  <u>ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p><u>イ 変電設備</u>  <u>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</u></p> <p><u>ウ 配電設備</u>  <u>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</u></p> <p><u>エ 通信設備</u>  <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</u></p> <p>③ <u>災害時における安全衛生</u>  <u>応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。</u></p> <p>(9) <u>ダムの管理</u>  <u>関西電力は、ダムの管理を次のとおり実施する。</u></p> <p>① <u>管理方法</u>  <u>ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</u></p>

現 行	修 正 案
	<p>② 洪水時の対策  <u>洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。</u></p> <p>③ 通知、警告  <u>ダム放流を開始する前には、関係官庁および地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。</u></p> <p>④ ダム放流  <u>ダム放流に当たっては、「ダム操作規程」または「ダム管理規程」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。</u>  <u>なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。</u></p> <p>(10) 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項  <u>本店および地域の非常災害対策総本部長は、津波の来襲に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>① 情報伝達、避難誘導  <u>気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員および作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。</u>  <u>なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。</u></p> <p>② 津波からの避難  <u>津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。</u>  <u>その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定</u></p>



現 行	修 正 案
	<p><u>める必要な安全確保措置を実施する。</u></p> <p>③ <u>津波来襲に備えた措置</u></p> <p><u>津波警報が発令された場合、火力発電所および浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。</u></p> <p><u>ア 安全措置</u></p> <p><u>a. 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止</u></p> <p><u>b. 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖</u></p> <p><u>c. 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止</u></p> <p><u>イ 緊急点検および巡視</u></p> <p><u>a. 転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検</u></p> <p><u>b. 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検</u></p> <p><u>避難区域にある仕掛り工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事および作業を中断するものとする。また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、上記ア、イに準じた措置を実施する。</u></p> <p><u>(11) 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置</u></p> <p><u>複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店および地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。</u></p> <p>① <u>特別巡視、特別点検等</u></p> <p><u>電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を実施する。</u></p> <p>② <u>通信網の確保</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。</u></p> <p>③ <u>応急安全措施</u></p> <p><u>仕掛り工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急措置を実施する。</u></p> <p>(12) <u>災害復旧に関する事項</u></p> <p>① <u>復旧計画</u></p> <p>ア <u>地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。</u></p> <p>(a) <u>復旧応援要員の必要の有無</u></p> <p>(b) <u>復旧要員の配置状況</u></p> <p>(c) <u>復旧用資機材の調達</u></p> <p>(d) <u>復旧作業の日程</u></p> <p>(e) <u>仮復旧の完了見込</u></p> <p>(f) <u>宿泊施設、食糧等の手配</u></p> <p>(g) <u>その他必要な対策</u></p> <p>イ <u>本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。</u></p> <p>② <u>復旧順位</u></p> <p><u>対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u></p> <p><u>なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第17節 ライフラインの応急対策の実施            第3款 電気通信の確保            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策            (1) (略)            (2) 復旧作業にいたるまでの対応            ① 通信の途絶の解消と通信の確保            地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。            ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保            イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成            ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施            エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成            オ 非常用移動電話装置の運用            カ 臨時・特設公衆電話の設置            キ 停電時における公衆電話の無料化            ② (略)            3～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第17節 ライフラインの応急対策の実施            第3款 電気通信の確保            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策            (1) (略)            (2) 復旧作業にいたるまでの対応            ① 通信の途絶の解消と通信の確保            地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。            ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保            イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成            ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施            エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成            オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用            カ 臨時・特設公衆電話の設置            キ 停電時における公衆電話の無料化            ② (略)            3～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第 18 節 教育対策の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 動員</p> <p>(1) 動員の連絡</p>	<p>第 18 節 教育対策の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 動員</p> <p>(1) 動員の連絡</p>
<p>3 ~ 4 (略)</p>	<p>3 ~ 4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧事業の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</u></p> <p><u>ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p><u>エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例</u></p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</p> <p>オ～カ (略)</p> <p><u>キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例</u></p> <p><u>ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p><u>ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧事業の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア (略)</p> <p><u>[ 削 除 ]</u></p> <p><u>イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p><u>[ 削 除 ]</u></p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p><u>ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア～イ (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例</p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア 公共土木施設、公立学校施設、<u>農地、農業用施設及び林道</u>の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>3～4 (略)</p>	<p><u>[ 削 除 ]</u></p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県会館</u>）に委託している。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県センター</u>）に委託している。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件(平成<u>30</u>年<u>9</u>月<u>25</u>日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年0.63%(平成<u>30</u>年<u>9</u>月<u>25</u>日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件(平成<u>31</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年<u>0.40</u>%(平成<u>31</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <p>〔新設〕</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>〔新設〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td>1 災害時における医療救護 2 赤十字救援物資の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 (略)</p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の応急対策の実施	機 関 名	事 務 又 は 業 務	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 赤十字救援物資の配分	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方測量部</td> <td>防災関連情報の把握及び提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行 (神戸支店)</td> <td>金融特例措置の発動</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td>1 災害時における医療救護 2 ところのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 赤十字救援物資の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 (略)</p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	近畿地方測量部	防災関連情報の把握及び提供	機 関 名	事 務 又 は 業 務	日本銀行 (神戸支店)	金融特例措置の発動	機 関 名	事 務 又 は 業 務	阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の応急対策の実施	機 関 名	事 務 又 は 業 務	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 ところのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 赤十字救援物資の配分
機 関 名	事 務 又 は 業 務																								
阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の応急対策の実施																								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																								
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 赤十字救援物資の配分																								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																								
近畿地方測量部	防災関連情報の把握及び提供																								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																								
日本銀行 (神戸支店)	金融特例措置の発動																								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																								
阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の応急対策の実施																								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																								
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 ところのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 赤十字救援物資の配分																								
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p>																								



地震災害対策計画

現 行	修 正 案																
<p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1" data-bbox="230 502 629 647"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <p>(略)</p> <p>(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1" data-bbox="159 892 766 1037"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <p>表(略)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</li> <li>最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定され</li> </ul>	発表基準		津波予報	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	情報の内容		津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]	<p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波予報の内容</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>(津波予報と内容)</p> <table border="1" data-bbox="1211 502 1610 647"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <p>(略)</p> <p>(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1" data-bbox="1149 892 1756 1077"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <p>表(略)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</li> <li>最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定され</li> </ul>	発表基準		津波予報	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	情報の内容		津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]
発表基準																	
津波予報	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)																
情報の内容																	
津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]																
発表基準																	
津波予報	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)																
情報の内容																	
津波情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]																

地震災害対策計画

現 行	修 正 案											
<p>る津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、<u>より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u></p>	<p>る津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、<u>最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p>											
<p>表（略）</p>	<p>表（略）</p>											
<p><u>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。</u></p>	<p><u>[ 削 除 ]</u></p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 850 405 898">全国の警報等の発表状況</th> <th data-bbox="405 850 674 898">発表基準</th> <th data-bbox="674 850 936 898">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 898 405 1058" rowspan="2">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td data-bbox="405 898 674 1010">より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</td> <td data-bbox="674 898 936 1010">沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1010 674 1058">上記以外</td> <td data-bbox="674 1010 936 1058">沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1058 405 1090">津波注意報のみ発表中</td> <td data-bbox="405 1058 674 1090">（すべて数値で発表）</td> <td data-bbox="674 1058 936 1090">沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表	
全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容										
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表										
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表										
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表										
<p>3 （略）</p> <p>4 居住者等への情報伝達</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 情報伝達的手段</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 県は（略）放送を要請する。</p> <p>(7) 日本放送協会神戸放送局</p> <p>(4) 株式会社サンテレビジョン</p>	<p>3 （略）</p> <p>4 居住者等への情報伝達</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 情報伝達的手段</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 県は（略）放送を要請する。</p> <p>(7) 日本放送協会神戸放送局</p> <p>(4) 株式会社サンテレビジョン</p>											

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(ウ) 株式会社ラジオ関西                      (エ) 兵庫エフエム放送株式会社                      (オ) 株式会社毎日放送                      (カ) 朝日放送株式会社                      (キ) 関西テレビ放送株式会社                      (ク) 読売テレビ放送株式会社                      (ケ) 大阪放送株式会社                      (コ) 株式会社FM802</p> <p>エ～オ (略)                      5～6 (略)</p>	<p>(ウ) 株式会社ラジオ関西                      (エ) 兵庫エフエム放送株式会社                      (オ) 株式会社毎日放送                      (カ) 朝日放送<u>テレビ</u>株式会社                      (キ) <u>朝日放送ラジオ</u>株式会社                      (ク) 関西テレビ放送株式会社                      (ケ) 読売テレビ放送株式会社                      (コ) 大阪放送株式会社                      (サ) 株式会社FM802</p> <p>エ～オ (略)                      5～6 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画                      第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項                      第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策                      第1 (略)                      第2 内容                      1 不特定多数の者が利用する施設                      (1) 各施設に共通する事項                      ① 津波警報等の入場者等への伝達                      ②～⑨ (略)                      (2) (略)                      2～5 (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画                      第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項                      第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策                      第1 (略)                      第2 内容                      1 不特定多数の者が利用する施設                      (1) 各施設に共通する事項                      ① <u>津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達</u>                      ②～⑨ (略)                      (2) (略)                      2～5 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)土砂災害対策の推進</p> <p>全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)土砂災害対策の推進</p> <p>全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する場合への対応</u></p> <p>(1) <u>対応方針</u></p> <p>① <u>県、市町は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。</u></p> <p>② <u>先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとす</u></p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。</u></p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u></p> <p><u>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始す</u></p>

現 行	修 正 案
<p>る。</p> <p><u>数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。</u></p> <p>③ <u>県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成することとする。</u></p> <p>(2) <u>応急危険度判定の迅速化等</u></p> <p><u>県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。</u></p> <p>〔 新 設 〕</p>	<p><u>る旨を示す情報</u></p> <p>(2) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></p> <p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</u></p> <p>(3) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u></p> <p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</u></p> <p>2. <u>時間差発生等における円滑な避難の確保等</u></p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報等の伝達等</u></p> <p><u>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施することとする。</u></p> <p><u>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）</u></p> <p>(2) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u></p> <p><u>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。</u></p> <p>(3) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>害応急対策に係る措置</u></p> <p>① <u>防災組織の設置</u></p> <p>県は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表された場合、必要に応じて<u>兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部を設置することとする。</u></p> <p><u>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2章「災害対策本部の設置等」第1節「災害対策本部等の設置」の項を参照）</u></p> <p><u>市町その他の防災関係機関における防災組織については、各機関が定めるところによる。</u></p> <p>② <u>災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）</u>に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>③ <u>消防機関等の活動</u></p> <p>市町は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等が発表された場合において、<u>消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。</u></p> <p>県は、<u>市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとることとする。</u></p> <p><u>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第5節「消防機関等の活動」の項を参照）</u></p> <p>④ <u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p>

現 行	修 正 案
	<p> <u>県、市町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u>  <u>(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第6節「食料・飲料水及び物資の供給」第2款「応救給水の実施」の項を参照)</u>  <u>その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第6節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」の項を参照)</u> </p> <p> <b>⑤ 交通対策</b>  <u>県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u>  <u>その他交通対策に関わる防災関係機関は、津波災害に備えて必要な対策を講じるものとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第7節「交通対策」の項を参照)</u> </p> <p> <b>⑥ 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</b>  <u>県、市町は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照)</u> </p> <p> <b>(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</b> </p>

現 行	修 正 案
<p>2 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 南海トラフ沿いにおける地震が連続発生する場合への対応</p> <p>(2) その他必要な事項</p>	<p>① 対策会議の開催</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づく地震災害対策連絡会議を開催することとする。</p> <p>② 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県、市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>③ 県、市町のとるべき措置</p> <p>県、市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>また、県、市町が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。</p> <p>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照）</p> <p>3 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 南海トラフ沿いにおける地震が連続発生する場合への対応</p> <p>(2) その他必要な事項</p>